

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る 緊急時対応マニュアルの改訂について

平成 25 年 5 月 31 日付けで北海道知事及び室蘭市長の承認を受けた北海道 PCB 処理事業所緊急時対応マニュアルについて、自衛防災組織や防災教育訓練等の実態に合わせて改訂する予定です。以下、概要を報告します。

主な改訂事項

1. 自衛防災組織について

現在の緊急時対応マニュアルでは、当初施設と増設施設それぞれに設備担当の副所長(増設施設は運転管理課長を兼務)を配置し、緊急異常事態が発生した場合の初期対応や自衛防災隊立上後の指揮本部長の役割を担っております。

本年4月1日の人事異動により、北海道 PCB 処理事業所の副所長を1名体制として当初施設を担当し、増設施設は運転管理課長が設備担当となりました。

これを踏まえて、第 2 条の定義に「(12)運転責任者 当初施設または増設施設の運転管理責任を有する者で、緊急異常事態が発生した場合に指揮本部長に指名される者をいう。」を追加し、関連する条文の「副所長」を「運転責任者」に変更します。

2. 防災教育訓練について

現在の緊急時対応マニュアルは、防災隊員に実施すべき防災教育訓練として、第 30 条の(防災教育訓練)の表に「訓練」のみを記載しております。

しかし、実態としては防災教育も実施していることから、第 30 条の表に「教育」として「緊急時対応教育」と「安全衛生教育」について記載することといたします。

また、訓練項目のうちの「総合訓練」の実施頻度については、これまで「当初施設及び増設施設それぞれで年1回以上」実施すると記載しておりましたが、今年度から当初施設と増設施設合同での総合訓練を実施する予定としておりますので、総合訓練の実施頻度を「年1回以上」に変更します。

なお、総合訓練回数が減少することを踏まえ、当初施設と増設施設の部分訓練を別途実施することとし、防災訓練の年間実施回数目標値を27年度までの6回以上から28年度は7回以上に変更しています。(27年度及び28年度の「安全衛生環境活動計画・実績表」参照)

以上